

### 判例ノート③

## 結婚するという意味は？

小川 富之

「結婚」とは法律的には何を意味するのであろうか？

「なぜ結婚するのか？目的は？」との問いに対する答えは人によりさまざまであろう。当然、相手のことを愛しており、お互いに助け合って一緒に生活し、子どもを産み・育て、家族でともに幸せな生活をおくる。老後は子や孫に囲まれてのんびりと過ごしたい…。結婚後の生活にはいろんな思いがあるであろう。一人暮らしは寂しいという思いや、経済的にも二人のほうが有利という打算もあるかもしれない。周りがだんだん結婚するからという焦りや、結婚したほうが一人前にみられるといった考え方をする人も中にはいるかもしれない。

民法には「婚姻無効(742条)」という制度があり、法律的に有効な結婚をするには夫婦間に「婚姻意思」が要求される。相手が結婚に同意していないのに、勝手に婚姻届を出してもそれは無効とされる。ただ、問題は、二人で相談して婚姻届は出したが、それは夫婦として生活するためではなく、ほかの目的達成の手段であるような場合にどうなるかである。

学説では、婚姻届を出すということでお互いが納得していればそれでよいとす

る立場(形式的意思説)と、社会習俗的な意味での夫婦生活、つまり、皆と同じような夫婦生活をするという意味が必要であるという立場(実質的意思説)とが対立している。通説・判例は実質的意思説である。

恋愛し付き合っているうちに、彼女が妊娠し子どもを出産したが、結局、彼のほうは別の女性と婚約してしまったというカップルについて考える。二人は相談の上、子どもを嫡出子とする目的で、すぐに離婚するという条件付で婚姻届を出した。しかし彼女のほうが約束に反し離婚に応じないので争いになったが、裁判所はこのような便宜的な婚姻届は無効であると判決した(最高裁判所判決昭和44年10月31日)。最近では、いわゆる統一教会の合同結婚式後、教会の指示に従って提出された婚姻届を無効とする例がある(福岡地方裁判所判決平成8年3月12日)。

正確な数は分らないが、日本で働くために日本人と仮装結婚をする外国人も多いといわれている。判例の立場からすると、これは当然無効とされる。

私の周りで、結婚はするが、お互いの仕事の都合で最初から別居しているという夫婦が何組かいる。これに限らず、最近では結婚後の生活も多様化し、皆と同じような夫婦生活といった画一的な捉え方は難しくなっている。何が真に夫婦となる意思かの判断は今後ますます難しくなってくるだろう。